人権保障とは？

障害児・者と係わる仕事をしているといたる所や場面で「人権保障」とか「人権侵害」という言葉を耳にすることがある。時には、あまりにもこうした言葉を安易に使い過ぎてるのでないかと思うことさえある。しかし残念ながら、僕自身がこうした言葉の内容を、人に説明できるほど、簡単、明瞭に把握出来ないできた。

たまたま、先日書店内をぶらついている時、「人権読本（鎌田慧編著：岩波ジュニア新書)」を目にした。本の帯に「この本は子どものいじめや虐待をはじめ、高齢者、過労死、ハンセン病、外国人差別、沖縄の基地問題など、現場からのレポートをとおして、現代社会の人権問題を考える」とあったので、読破した。それぞれの問題に関わるＮＰＯ代表者、ルポライター、新聞記者、弁護士、大学教授、等々の事例的なレポートだけに大変参考にはなったが、私が求める「人権」を端的に説明できるものは掴み切れなかった。

仕方なく、私見的判断基準を求めると、「その人が生き、生活する上で、自らの責任でないことで社会的に不利益を被ることが人権侵害。その人が生き、生活する上で、社会的に拒否する自由をまず認めることが人権保障。」ということに至った。

今後、「人権」という言葉が使われる問題に接した時には、この私的判断基準でまず考えて行きたいと思う。

（2002 年 11 月 26 日 記）